

令和 7 年度

第 1 回

糸魚川市地域公共交通協議会

議 案 書

議案第 1 号	令和 6 年度	事業報告……………	P 1
議案第 2 号	令和 6 年度	一般会計及び特別会計決算……………	P 3
議案第 3 号	令和 7 年度	事業計画（案）……………	P 7
議案第 4 号	令和 7 年度	一般会計及び特別会計予算（案）……………	P 8
議案第 5 号	糸魚川市地域公共交通協議会規約の一部改正（案）……		P 10

日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から
会場 糸魚川市民会館 3 階会議室

糸魚川市地域公共交通協議会 令和 6 年度事業報告

1 協議会の開催

期 日	事 業	内 容
令和 6 年 6 月 5 日 (水)	第 1 回協議会	議事 ・糸魚川市地域公共交通協議会規約の一部改正 ・糸魚川市地域公共交通協議会役員 ・令和 5 年度 事業報告 ・令和 5 年度 一般会計決算 ・令和 6 年度 事業計画 ・令和 6 年度 一般会計及び特別会計予算
11月19日 (火)	第 2 回協議会	議事 ・糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン）案
令和 7 年 3 月12日 (水)	第 3 回協議会	議事 ・令和 7 年春 路線バスダイヤ改正 ・糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン）案

2 網計画・再編実施計画の推進

期 日	事 業	内 容
通年	網計画推進	地区との意見交換 ・見直しに向けた状況説明と意見交換 14地区（能生、糸魚川、青海地域、小中校長会）
令和 7 年 4 月 1 日 (火)	路線バス ダイヤ改正	＜改正概要＞ ・通学、通院利用を考慮し、平日の運行を最大限確保。 ・土曜日の中学校の部活動に配慮しつつ、現在のバス運転手の人数で運行可能となるように土曜日及び日曜祝日の運行を減らす。 資料 1

3 新たな交通手段の検討

資料 2

期 日	事 業	内 容
令和 6 年 10月23日(水)	自動運転視察 (福井県永平寺町)	自動運転「ZEN drive」 7人乗り ゴルフカートタイプ 12km/h
11月22日(金)	自動運転視察 (石川県小松市)	ティアフォー製自動運転EVバス 自動運転時35km/h
令和 7 年 1 月 9 日(木)	自動運転視察 (長野県塩尻市)	ティアフォー製自動運転EVバス 自動運転時35km/h

4 次期 交通計画の策定

資料 3

期 日	事 業	内 容
令和 7 年 3 月31日(月)	策定	糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン） 計画区域：糸魚川市内全域 計画期間：令和 7 年度～令和16年度
4 月 1 日(火)	公表	糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン） 計画区域：糸魚川市内全域 計画期間：令和 7 年度～令和16年度

5 新潟県との連携事業の実施

資料 4

期 日	事 業	内 容
令和 6 年 8 月 1 日(木) ～10月12日(土)	二次交通整備事業	観光来訪者をターゲットに、市内の移動実態を調査
令和 6 年 4 月 1 日(月) 令和 7 年 ～ 3 月28日(金)	広域移動実態調査	北陸新幹線敦賀延伸前後（令和 5 年 8 月と令和 6 年 8 月）の 人流の変化を調査

令和 6 年度 糸魚川市地域公共交通協議会
一般会計 収支決算

【歳入の部】 (単位：円)

款項目	予算現額 A	決算額 B	過不足額 B－A	説 明
1 負担金	3, 000, 000	3, 000, 000	0	
1 1 負担金	3, 000, 000	3, 000, 000	0	
1 1 1 負担金	3, 000, 000	3, 000, 000	0	糸魚川市 3, 000千円
2 補助金	0	0	0	
2 1 補助金	0	0	0	
2 1 1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	359, 330	359, 330	0	
3 1 繰越金	359, 330	359, 330	0	
3 1 1 繰越金	359, 330	359, 330	0	前年度繰越金
4 諸収入	670	74, 802	74, 132	
4 1 諸収入	670	74, 802	74, 132	
4 1 1 雑入	670	74, 802	74, 132	特別会計から 72, 010円 預金利息 2, 792円
歳入合計	3, 360, 000	3, 434, 132	74, 132	

【歳出の部】

款項目	予算現額 A	決算額 B	差引残額 A－B	説 明
1 運営費	270, 000	77, 800	192, 200	
1 1 会議費	230, 000	69, 000	161, 000	
1 1 1 会議費	230, 000	69, 000	161, 000	委員報酬、費用弁償
1 2 事務費	40, 000	8, 800	31, 200	
1 2 1 事務費	40, 000	8, 800	31, 200	振込手数料
2 事業費	3, 000, 000	275, 000	2, 725, 000	
2 1 事業費	3, 000, 000	275, 000	2, 725, 000	
2 1 1 事業費	3, 000, 000	275, 000	2, 725, 000	地域公共交通計画デザイン等 作成業務委託料
3 予備費	90, 000	0	90, 000	
3 1 予備費	90, 000	0	90, 000	
3 1 1 予備費	90, 000	0	90, 000	
歳出合計	3, 360, 000	352, 800	3, 007, 200	

収入済額
3, 434, 132 円

－

支出済額
352, 800 円

=

差引残額
3, 081, 332 円
翌年度へ繰り越す

令和6年度 糸魚川市地域公共交通協議会

実証実験特別会計 収支決算

【歳入の部】

(単位：円)

款項目	予算現額 A	決算額 B	過不足額 B - A	説 明
1 負担金	6, 000, 000	6, 000, 000	0	
1 負担金	6, 000, 000	6, 000, 000	0	
1 負担金	6, 000, 000	6, 000, 000	0	新潟県 3, 000千円 糸魚川市 3, 000千円
2 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	0	284	284	
1 諸収入	0	284	284	
1 雑入	0	284	284	預金利息
歳入合計	6, 000, 000	6, 000, 284	284	

【歳出の部】

款項目	予算現額 A	決算額 B	差引残額 A - B	説 明
1 運営費	10, 000	1, 584	8, 416	
1 会議費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
2 事務費	10, 000	1, 584	8, 416	
1 事務費	10, 000	1, 584	8, 416	振込手数料
2 事業費	5, 990, 000	5, 926, 690	63, 310	
1 事業費	5, 990, 000	5, 926, 690	63, 310	
1 事業費	5, 990, 000	5, 926, 690	63, 310	二次交通整備事業業務委託料 スマートフォン位置情報データ購入
3 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
歳出合計	6, 000, 000	5, 928, 274	71, 726	

収入済額

6, 000, 284 円

支出済額

5, 928, 274 円

差引残額

72, 010 円

= 令和6年度の一般会計（雑収入）とする

会計監査報告書

糸魚川市地域公共交通協議会の令和6年度一般会計及び実証実験特別
会計の収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、適正な内
容と認めます。

令和7年5月21日

監査員 糸魚川商工会議所
事務局長

野本 宏一



糸魚川市地域公共交通協議会
会長 井川 賢一 様

会計監査報告書

糸魚川市地域公共交通協議会の令和6年度一般会計及び実証実験特別会計の収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、適正な内容と認めます。

令和 7 年 5 月 22 日

監査員 新潟県糸魚川地域振興局

地域振興監

王井

宣雄

糸魚川市地域公共交通協議会

会長 井川 賢一 様

糸魚川市地域公共交通協議会 令和 7 年度事業計画（案）

【事業概要】

事業	内 容
協議会の開催	協議会 ・ 事業計画および予算の審議 ・ 地域交通計画記載の事業実施等について協議 ・ 年 4 回程度（必要に応じて開催） 分科会 ・ 地域公共交通計画記載の事業実施等に係る専門的な内容の協議 運賃分科会 ・ 地域における需要に応じ当該地域住民の生活のために旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の協議 資料 5-1 資料 5-2 資料 5-3
地域公共交通計画（マスタープラン）の推進	・ 地域公共交通計画（アクションプラン）の策定 ・ 利用者、関係者からの意見聴取（アンケート等） ・ 地域の共助型交通の実現に向けた取組 ・ 地域公共交通の再構築に向けた取組 ・ 地域の交通に関する情報発信、啓発
調査・研究事業	・ 地域公共交通の再構築に係る視察及び研修（交通DX・GX、官民・交通事業者間・他分野を含めた共創、新たな移動手段）
えちご押上ひすい海岸駅 事後評価事業	・ 状況把握 ・ 費用便益分析 ・ 国への報告及び公表 資料 6-1 資料 6-2

令和 7 年度 糸魚川市地域公共交通協議会
一般会計 予算（案）

【歳入の部】(単位：円)

款項目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	前年対比 A－B	説 明
1 負担金	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	
1 負担金	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	
1 負担金	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	糸魚川市 2,000千円
2 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	3,081,332	359,330	2,722,002	
1 繰越金	3,081,332	359,330	2,722,002	
1 繰越金	3,081,332	359,330	2,722,002	前年度繰越金
4 諸収入	668	670	△ 2	
1 諸収入	668	670	△ 2	
1 雑入	668	670	△ 2	預金利息
歳入合計	5,082,000	3,360,000	1,722,000	

【歳出の部】

款項目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	前年対比 A－B	説 明
1 運営費	230,000	270,000	△ 40,000	
1 会議費	200,000	230,000	△ 30,000	
1 会議費	200,000	230,000	△ 30,000	会議開催経費（委員報酬等）
2 事務費	30,000	40,000	△ 10,000	
1 事務費	30,000	40,000	△ 10,000	消耗品、手数料等
2 事業費	4,847,000	3,000,000	1,847,000	
1 事業費	4,847,000	3,000,000	1,847,000	
1 事業費	4,847,000	3,000,000	1,847,000	計画推進業務ほか
3 予備費	5,000	90,000	△ 85,000	
1 予備費	5,000	90,000	△ 85,000	
1 予備費	5,000	90,000	△ 85,000	
歳出合計	5,082,000	3,360,000	1,722,000	

令和 7 年度 糸魚川市地域公共交通協議会
えちご押上ひすい海岸駅事後評価特別会計 予算（案）

【歳入の部】

（単位：円）

款項目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	前年対比 A－B	説 明
1 負担金	5, 000, 000	0	5, 000, 000	
1 負担金	5, 000, 000	0	5, 000, 000	
1 負担金	5, 000, 000	0	5, 000, 000	糸魚川市 5, 000千円
2 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	0	0	0	
1 諸収入	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	
歳入合計	5, 000, 000	0	5, 000, 000	

【歳出の部】

款項目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	前年対比 A－B	説 明
1 運営費	10, 000	0	10, 000	
1 会議費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
2 事務費	10, 000	0	10, 000	
1 事務費	10, 000	0	10, 000	消耗品、手数料等
2 事業費	4, 990, 000	0	4, 990, 000	
1 事業費	4, 990, 000	0	4, 990, 000	
1 事業費	4, 990, 000	0	4, 990, 000	事後評価業務
3 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
歳出合計	5, 000, 000	0	5, 000, 000	

糸魚川市地域公共交通協議会規約の一部改正（案）

糸魚川市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正案	改正前
糸魚川市地域公共交通協議会規約 （設置） 第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通<u> </u>計画（以下「<u>交通</u>計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。 第2条～第4条 〔略〕 （協議事項） 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 （1）活性化再生法に関すること。 ① <u>交通</u>計画の作成及び変更に関すること。 ② <u>交通</u>計画の実施に関すること。 （2）〔略〕	糸魚川市地域公共交通協議会規約 （設置） 第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通<u>網形成</u>計画（以下「<u>網形成</u>計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。 第2条～第4条 〔略〕 （協議事項） 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 （1）活性化再生法に関すること。 ① <u>網形成</u>計画の作成及び変更に関すること。 ② <u>網形成</u>計画の実施に関すること。 （2）道路運送法に関すること。 ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。

(3) 〔略〕 (4) 〔略〕 (5) 〔略〕 第6条～第17条 〔略〕 附 則 〔略〕 この規程は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 <u>この規程は、令和7年 月 日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> 別表（第6条関係） 〔略〕	② 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業等に関すること。 (4) 協議会の運営方法に関すること。 (5) その他協議会が必要と認めること。 第6条～第17条 〔略〕 附 則 〔略〕 この規程は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 別表（第6条関係） 〔略〕
---	--

糸魚川市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通計画(以下「**交通**計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、糸魚川市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、糸魚川市一の宮一丁目2番5号糸魚川市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1) 活性化再生法に関すること。

- ① **交通**計画の作成及び変更に関すること。
- ② **交通**計画の実施に関すること。

(2) 道路運送法に関すること。

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- ② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業等に関すること。

(4) 協議会の運営方法に関すること。

(5) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(3) 監査員 2人

- 3 会長は、糸魚川市副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
- 7 監査員は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

この規程は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年 月 日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	委員
活性化再生法 第6条第2項 第1号の委員	糸魚川市 副市長
活性化再生法 第6条第2項 第2号の委員	糸魚川バス株式会社
	頸城自動車株式会社
	株式会社ツカダ運輸
	有限会社早川観光タクシー
	有限会社糸魚川タクシー
	富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長
	糸魚川ハイヤー協会
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
	えちごトキめき鉄道株式会社
	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長
	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長
活性化再生法 第6条第2項 第3号の委員	糸魚川警察署 交通課長
	地域公共交通の利用者または市民（能生地域）
	地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域）
	地域公共交通の利用者または市民（青海地域）
	糸魚川市校長会
	糸魚川市老人クラブ連合会
	福祉関係者
	くびき労働組合糸魚川バス部会
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 （企画調整担当）
	新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監
	糸魚川市観光協会
	能生商工会
	糸魚川商工会議所
	青海町商工会